

**立川市障害福祉サービス
ガイドライン
(支給決定基準)**

令和5年3月 作成
立川市 障害福祉課

目次

支給決定基準の考え方について	1
第1章 居宅介護	6
第2章 重度訪問介護	12
第3章 同行援護	15
第4章 行動援護	18
第5章 療養介護	20
第6章 生活介護	21
第7章 短期入所	23
第8章 重度障害者等包括支援	25
第9章 施設入所支援	27
第10章 自立訓練（機能訓練）	29
第11章 自立訓練（生活訓練）	31
第12章 宿泊型自立訓練	33
第13章 就労移行支援	34
第14章 就労継続支援A型	36
第15章 就労継続支援B型	38
第16章 就労定着支援	40
第17章 自立生活援助	41
第18章 共同生活援助（グループホーム）	43
第19章 地域移行支援	45
第20章 地域定着支援	47
第21章 児童発達支援	48
第22章 医療型児童発達支援	49
第23章 放課後等デイサービス	50
第24章 居宅訪問型児童発達支援	51
第25章 保育所等訪問支援	52
第26章 その他	53

<支給決定基準の考え方について>

(1) 支給決定基準の目的

この支給決定基準は、在宅で生活する障害者及び障害児の保護者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）における障害福祉サービスの利用について支給申請が行われた際、当該障害者（児）の障害支援区分、介護を行う者の状況、その他厚生労働省令で規定する事項を勘案し、公平、公正に支給量を決定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 支給量の算出方法

支給量については、障害者の障害状況や介護を行う者の状況等、以下の勘案事項を踏まえて必要な支給量を算出することとし、原則として支給基準量の範囲内で決定する。なお、支給基準量はあくまで「基準」であり、「上限」ではない。

① 勘案事項

- ・障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ・障害者等の介護を行う者の状況
- ・障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- ・申請に係る障害児が現に障害児通所支援又は指定入所支援を利用している場合には、その利用状況
- ・申請に係る障害者が現に介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用状況
- ・障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- ・障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
- ・障害者等の置かれている環境
- ・申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

② 1か月の計算方法

訪問系サービスの1か月当たりの時間数については、原則として、1か月4.5週で計算を行う。

ただし、利用の仕方により、月の時間数に不足が生じる場合には、回数に当てはめて計算する。

$$1 \text{ か月の支給量} = 1 \text{ 週間の利用支給量} \times 4.5 \text{ 週}$$

③ 2人介護の取り扱い

やむを得ず、2人の従業者による支援が必要とされる場合は、次のいずれかの条件を満たすものとする。なお、その要件をサービス等利用計画案に記載することとする。

- (1) 障害者の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破壊行為等が認められる場合
- (3) 障害者の状況等から判断して、上記のいずれかに準ずると認められる場合

【例】

- ・ 体重が重い障害者の入浴介助
- ・ ヘルパー1人の介助では障害者に激しい痛みが伴う危険性がある場合

※ 厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）第1号より抜粋

【その他留意事項】

- ・ 福祉用具の活用や生活スタイルの見直しを併せて検討すること。
- ・ すべてのサービス提供時に2人介護を認めるものではない。
- ・ 受給者証に「2人介護可」と記載されている場合に算定できる。

(3) 介護給付費の支給基準量と乖離した場合の支給決定

個々の利用者の障害状況や介護者の状況等により、下記のサービスについて、支給基準量を超えたサービス支給量が必要で、市が認める場合には、支給基準量の1.5倍を上限として支給決定を行う。

また、特別な支援を必要とすることで、上記の取り扱いをしてもなお支給量を定めることが適当でないと判断される場合は、支給基準量の2.0倍を上限としてサービス支給量を定めることとする。

支給基準量の2.0倍の上限をもってしてもなお必要なサービス量を定めることが適当でないと判断される場合は、支給決定案について立川市障害支援区分認定等審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定めることとする。

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

(4) 訓練等給付費の支給決定期間と乖離した場合の支給決定

訓練等給付は、障害者が自立した生活を営むために必要となる能力や知識の訓練や、地域社会へ移行していくために必要な訓練を行うためのサー

ビスであり、様々な種類がある。また、サービスには無期限のものと有期限のものがあり、必要に応じて支給決定期間が一定程度、延長可能なものがある。

下記のサービスについては、個々の利用者の障害状況や介護者の状況等により、個別審査を経て、支給決定期間を延長することが可能とする。

- ・ 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、自立生活援助

（５）介護保険対象者に係る障害福祉サービス等の支給決定

介護保険対象者に係る障害福祉サービス等の支給決定は、以下のとおりとする。

①65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上）の介護保険対象者

※障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、介護保険サービスによる保険給付又は地域支援事業を優先して利用することを原則とする。

例：居宅介護→訪問介護、生活介護→デイサービス

②生活保護被保護者の40歳以上65歳未満の方で、介護保険対象となる特定疾病に該当する「みなし2号」の者

※生活保護制度における他法優先の考え方にに基づき、原則として障害福祉サービス等が優先となる。

ただし、上記①の要件に該当した時に介護保険サービスに移行できなくならないようにするため、障害福祉サービスを利用する際は、障害支援区分と介護保険区分の両方を取得し、認定された介護度の単位数の中で障害福祉サービス等を利用するものとする。

③①の介護給付費の上乗せの支給決定について

介護保険の訪問介護等を支給限度額まで受けても、障害固有のニーズに基づく支援が不足する場合で、市が必要と判断する場合、重度訪問介護又は居宅介護で上乗せを認める。

【要件】原則として、以下のすべての要件を満たすことを必要とする。

- ・ 要介護4又は5であること。
- ・ 状態悪化の場合には、介護保険認定変更申請を行い、要介護度に変更がないかを検討すること。
- ・ 介護保険の支給限度額までサービスを利用していること。
- ・ 支給限度額のうち50%以上を訪問介護で利用していること。
- ・ 重度訪問介護の支給要件に該当すること。

- ・ 肢体不自由 1、2 級又は体幹 1、2 級の身体障害者手帳を所持していること。あるいは、進行性難病等の急激な状態悪化により、身体障害者手帳申請中若しくは診断書により障害の状態が確認できること。

【支給基準量】

「障害支援区分の重度訪問介護又は居宅介護の支給基準量」

－ 「介護保険の訪問介護等の利用時間」

＝ 「重度訪問介護又は居宅介護の支給基準量」

（６）障害児に係る介護給付費の支給決定

障害児の支給決定については、食事、排せつ、入浴等身体介護に係る支給決定を原則とする。

なお、保護者が就労等により不在となるためとする理由のみでは、支給基準量と乖離する場合の取り扱いは行わない。ただし、母子家庭又は父子家庭により、保護者が就労しないと生活保護受給となる場合については、保護者の状況及び障害児の障害状況を勘案して支給決定を行うことができる。

（７）支給決定に関する基本的な取扱い

＜居住地原則＞

障害福祉サービスの支給決定については、原則として、申請者である障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行う。

＜居住地特例＞

しかし、施設等所在地の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、居住地原則の例外として、一定の施設等の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体としている。対象となる施設等に継続して入所又は入居する間（他の対象施設等に移る場合を含む。）は、居住地特例は継続し、最初に施設等に入所等する前の居住地市町村が引き続き実施主体となる。

法律上、居住地特例の対象となる施設等は以下のとおり。

- ①障害者支援施設
- ②のぞみの園
- ③児童福祉施設（障害者総合支援法第 5 条第 1 項の厚生労働省令で定める施設）

- ④療養介護を行う病院（障害者総合支援法第5条第6項の厚生労働省令で定める施設）
- ⑤生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の施設（救護施設など）
- ⑥共同生活援助（グループホーム）を行う住居（当の間の経過措置）
- ⑦有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設。地域密着型特定施設を除く。）
- ⑧特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院（介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設。地域密着型介護老人施設を除く。）
- ⑨介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。）（令和6年3月31日までの経過措置）

（8）その他

この基準に定めのない事項については、国から示された「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」及び「障害児通所給付に係る通所給付決定事務等について」によるものとする。

第1章 居宅介護

(1) サービス内容

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

具体的なサービス内容を(5)に例示する。

(2) 対象者

障害支援区分が区分1以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）である者。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあつては、下記のいずれにも該当する者とする。

- ①障害支援区分が区分2以上に該当していること。
- ②障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。
 - (ア)「歩行」 「全面的な支援が必要」
 - (イ)「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (ウ)「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (エ)「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (オ)「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(3) 支給基準量

(時間/月)

対象者	サービス区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
一般	身体介護	8	10	15	27	44	63	25
	家事援助	16	21	30	56	89	128	50
日中活動利用者	身体介護	8	10	15	27	44	55	25
	家事援助	16	21	30	56	89	113	50

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

(5) 具体的なサービス内容

①身体介護

身体介護とは、利用者の身体に直接接触して行う介助サービス（そのために必要となる準備、後片付け等の一連の行為を含む）をいう。

・主な内容

食事介助、排せつ介助、身体の清拭、入浴介助、身体整容の介助、衣服の着脱の介助、体位交換、移乗・移動（屋内）の介助、服薬介助

②家事援助

家事援助は、身体介護以外の居宅介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病など*1のために、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。

*1：「家族が障害・疾病など」とは、

（ア）家族が障害・疾病がある場合

（イ）家族が高齢で筋力低下していて、行うのが難しい家事がある場合

（ウ）家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまう恐れがある場合

（エ）家族が仕事等で不在の時に行わなくては日常生活に支障がある場合

・主な内容

掃除、洗濯、衣服の整理、一般的な調理・配下膳、買い物（ヘルパー単独）、薬の受け取り（*2）、育児支援（*3）、代筆、代読

*2：薬の受け取りは、本人が受診後、処方箋がある場合のみ、ヘルパーが薬局へ受け取りに行くことができる。

*3：家事援助における「育児支援」は、直接のサービス提供が対象者以外となるが、対象者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものであり、次の（ア）から（ウ）の全てに該当する場合に、個々の対象者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、居宅介護等の対象範囲に含まれるものとするが、原則、子育て部門のヘルパーサービスとの併用はできない。

（ア）対象者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合

（イ）対象者（親）の子どもが一人では対応できない場合

（ウ）他の家族等による支援が受けられない場合

※ 本市において、精神障害者への家事援助は、対象者の有する能力や状態に応じて、社会復帰及び自立と社会活動への参加ができるよう支援するサービスを基本とする。

そのため、サービスの提供に当たっては、単に調理等の家事を代行するのではなく、調理等の日常生活能力を向上させる視点に立ち、ヘルパーが支援対象者とともに行う共同実践を家事援助の基本とするが、対象者の状態に応じて、ヘルパーが調理等の家事を代行することを妨げるものではない。

③身体介護・家事援助の対象とならない支援

＜利用者本人以外のための行為＞

- ・利用者本人以外の者のための家事援助
- ・利用者本人が使用する居室以外の掃除、日常生活を営むのに支障のないスペースの掃除、家族との共用部分の掃除
(前記*1の場合は除く)
- ・留守番や接客(お茶・食事などの手配など)
- ・自家用車の洗車・清掃
- ・ペットの世話

＜日常的に行われる家事の範囲を超える行為＞

- ・おせち料理などの特別な手間をかけて行う調理
- ・大掃除、草むしり、引越しの際の荷解き
- ・家屋の修理やペンキ塗り
- ・窓、ベランダの拭き掃除
- ・マッサージ、散髪
- ・利用者の経済活動中におけるサービスの提供
- ・入院中や医療機関での診療中などの保健医療サービスを利用している間

＜その他、居宅介護として提供するにはふさわしくない行為＞

- ・金銭管理(買い物時など一時的な預かりを除く)
- ・医療行為(リハビリ、服薬管理、摘便、褥瘡の処置、インスリンの自己注射等、その他医療行為)

※たん吸引、胃ろう…医療行為にあたるが、介護福祉士及び一定の条件の研修を受けた介護職員等が一定の条件のもと実施できる場合がある。

※体温測定、血圧測定、浣腸、外用薬塗布、爪切り等…医師等による専門的な管理が必要でない場合に、一定の条件のもと利用できる場合がある。

④通院等介助（身体介護を伴う・伴わない）

病院等への送迎、官公署への移動等（＊４）の介助又は通院での受診等の手続き、移動の介助（＊５）について、通院の介助を行う。

通院等介助は、個々の障害の状況に応じて、身体介護を伴う支援と身体介護を伴わない支援で、支給決定する。

＊４：官公署（国・都・市の機関）、外国公館並びに相談支援事業所等に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合をいう。

＊５：公共交通機関を使って移動する場合、ヘルパー分の交通費は利用者が負担するものとする。

<通院等乗降介助を利用する場合>

通院等のため、ヘルパーが自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行うこと。

<通院等乗降介助ではなく通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合>

「通院等乗降介助」を行う場合であって、以下の要件を満たす場合には「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を算定することができる。

・通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に、連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合。

<通院等にて、通院等乗降介助や通院等介助ではなく、身体介護を算定する場合>

「通院等乗降介助」又は「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合には、それらの支援は通算して「居宅における身体介護」となる。

※あらかじめ、このような利用形態である場合には、身体介護のみの利用で通院に関する介助を受けることができる。

※この場合、ヘルパー自らの運転する車両（事業所、ヘルパー所有の車の場合、道路運送法（昭和26年法律第183号）上の許可が必要。）を使用するか否かは問わない。

＜院内介助に関する取扱いについて＞

病院内の移動等の介助は、基本的には院内スタッフにより対応されるべきものである。

ただし、視覚障害者で、院内スタッフにより対応できない場合や病院側からの要請が妥当と認められる場合等については、「同行援護」として提供できる。診察の介助、医師への状態説明や医師からの病状説明を本人の代わりに聞くことは業務ではないため行うことはできない。

(6) 留意事項

- ・ 1回当たりの利用時間は、身体介護3時間以内、家事援助1.5時間以内を基本とする。
- ・ 1日に居宅介護を複数回算定する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない。
- ・ 所要時間30分未満の場合で算定する場合の所要時間は20分以上とする。なお、本市では、身体介護1時間の報酬は50分以上の支援で請求可とする。また家事援助の場合、30分以上の支援がある場合は15分ごとの報酬になるので、10分以上の支援で請求可とする。
例) ①実務：40分 請求：45分 ②実務：1時間5分 請求：1時間
- ・ 以下のいずれかに該当する場合には、同時に2人の居宅介護従業者から支援を受けることができる。この場合はサービス等利用計画案・居宅介護個別支援計画に、必要な部分を明らかにして、その旨を記載することとする。
 - ①障害者等の身体的理由により、1人の従業者による介護が困難と認められる場合
(例：体重の重い利用者に入浴介助等の重介護を提供する場合)
 - ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為、突発的行動等が認められる場合
 - ③その他障害者等の状況等から判断して、①・②に準ずると認められる場合
- ・ 共同生活援助（グループホーム）に入居する者（体験的な利用を行う者を含む。）は、原則として入居中は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない。ただし、慢性の疾病等で医師の指示により、定期的に通院を必要とする場合に限り、1か月に2回まで、居宅介護の通院等介助・通院等乗降介助を利用できる。
- ・ 通院等介助は居宅介護のため、原則として支援の始点・終点は居宅又は

- は共同生活援助（グループホーム）とする。
- ・入院中は原則として居宅介護を利用できない。
 - ・資格を持った家族による援助については請求できない。
 - ・通院介助について、医師や看護師とのやり取りについては、本来の業務とは異なるため、対象外となる。

第2章 重度訪問介護

(1) サービス内容

重度の肢体不自由者又は行動上著しい困難を有する知的・精神障害者で常時介護を必要とする方に対して、身体介護・家事援助・見守り・外出時（通院等含む）の移動中の介護など必要な支援を総合的に行う。

具体的なサービス内容は基本的に居宅介護（見守り、外出に関する支援は、重度訪問介護のサービス内で行う。）と同じ。

第1章 居宅介護（5）具体的なサービス内容を確認すること。

(2) 対象者

＜肢体不自由者の場合＞

障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者。

①二肢以上に麻痺等があること。

※なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

＜知的障害者又は精神障害者の場合＞

障害支援区分が区分4以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者。

＜児童（15～18歳未満）の場合＞

児童福祉法（昭和22年法律第164号）附則第63条の3の規定により、児童相談所長から重度訪問介護を利用することが適当であると認められた通知を受理し、障害者の支給決定プロセスの通り進める。

(3) 支給基準量

（時間/月）

対象者	区分3	区分4	区分5	区分6
一般	123	154	193	275
日中活動利用者	67	87	111	153
介護保険対象者	94	94	94	94

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

(5) 留意事項

- ・ 1日につき3時間を超える支給決定を基本とする。
- ・ 所要時間1時間未満の場合で算定する場合の所要時間は概ね40分以上とする。なお、本市では、1時間以降の30分ごとの報酬については20分以上の支援で請求可とする。
- ・ 重度訪問介護を利用する場合、移動支援は支給できない。
- ・ 以下のいずれかに該当する場合には、同時に2人の重度訪問介護従業者から支援を受けることができる。この場合はサービス等利用計画案・居宅介護個別支援計画に、必要な部分を明らかにして、その旨を記載することとする。
 - ①障害者等の身体的理由により、1人の従業者による介護が困難と認められる場合
(例：体重の重い利用者に入浴介助等の重介護を提供する場合)
 - ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為、突発的行動等が認められる場合
 - ③その他障害者等の状況等から判断して、①・②に準ずると認められる場合
- ・ 重度訪問介護の移動介護加算は、サービス等利用計画に基づき、1日に4時間を上限として、必要量を支給決定する。
 - ※移動介護加算とは、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等の追加的業務を加算として評価したものの。
 - ※移動介護加算は、社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出が対象であり、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出(通所・通学)及び社会通念上適当でない外出は対象外となる。
 - ※外出時のヘルパーに対する実費相当分(交通費や入場料など)は利用者負担となる。
- ・ 共同生活援助(グループホーム)に入居する者(体験的な利用を行う者を含む。)は、原則として入居中は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない。

<重度訪問介護事業所の新任従事者研修のための熟練従業者の同行支援>

当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の従業者の同行が必要であると認められる場合、新規に採用された従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に

受けられないことが無いよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者が同行してサービス提供を行うことについて、市が認めた場合に算定することができる。

○対象者

障害支援区分6の利用者

○従業者の要件

＜新規従業者＞

重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者（利用者への支援が、1年未満と見込まれる者及び採用からおよそ6か月を経過した者は除く。）で、原則として当該利用者1名につき、1年間3名までとする。

＜熟練従業者＞

当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者で、当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者とする。

＜重度訪問介護利用者の入院時のヘルパー派遣＞

入院中の介護は病院で対応すべきものであり、本来ヘルパーを派遣することはできない。

ただし、重度訪問介護の支給決定を受けている障害支援区分6の者（自らの意思伝達が困難な全身性障害者等を想定している）で、以下の要件に該当する者については派遣対象とする。

- ・医師等とのコミュニケーションをとる際に難がある者
- ・介助者を介することによりコミュニケーションが可能となる者
- ・病院が了承している者

※「洗濯」や「買い物」の必要性があることは一般的に入院中であれば起こりうることで、障害に起因したニーズではないので対象とはならない。

※入院時のヘルパー派遣は、特別なコミュニケーション技術等を必要とする重度訪問介護利用者の介助方法を病院側が習得するための支援であるため、「口腔清掃」「体位変換」等は原則として医療機関で対応するものとする。

第3章 同行援護

(1) サービス内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

(2) 対象者

同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。

なお、同行援護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。

- ① 100分の20 区分3に該当する者（障害児にあつてはこれに相当する支援の割合）
 - ② 100分の40 区分4以上に該当する者（障害児にあつてはこれに相当する支援の割合）
 - ③ 100分の25 盲ろう者（対象者の要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に相当する者。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合のみ算定できる。）
- ※①及び③又は、②及び③の要件を満たす者は、それぞれの加算を算定できる。

(3) 支給基準量

(時間/月)

対象者	区分1～6
一般	50
GH利用者	13

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

(5) 留意事項

- ・社会生活上必要不可欠な外出、社会参加、余暇活動のための外出が対象。通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出（通所・通学）及び社会通念上適当でない外出は対象外。外出時の同行援護

ヘルパーに対する実費相当分（交通費や入場料など）は利用者負担となる。

- ・自宅の中で行う外出の準備等については、同行援護の算定の対象外であるため、居宅介護にて対応すること。
- ・同行援護と通院等介助に優先順位はないので、利用目的や状況に応じて、利用するサービスを判断すること。
- ・1日に同行援護を複数回算定する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない。
- ・所要時間30分未満の場合で算定する場合の所要時間は20分以上とする。なお、本市では、1時間の報酬については50分以上の支援で請求可とする。
- ・同行援護を利用する場合、移動支援は支給できない。

<同行援護に係る特別の事情での加算について>

- (1) 団体等の長である場合 1か月につき16時間まで
- (2) 冠婚葬祭に出席する場合 1回につき8時間まで
- (3) 選挙の投票に行く場合 1日につき4時間まで
- (4) その他市長が必要と認めた外出をする場合 1回につき8時間

※上記の規定及び《個別加算時間一覧》に基づき、視覚障害者団体の関係者、身体障害者相談員、学校に出向いて実施する障害者理解教育の実施者、又は、障害者スポーツ大会など市が主催する事業に視覚障害者団体の関係者等が参加した場合など、一定の利用時間の加算を行っている。
※加算の請求をする場合には、障害福祉課に事前相談をし、その内容を実績記録票に明記すること。

【加算条件】

- ・実績記録票に活動内容が分かるように記載して提出すること。
- ・活動報告書や会議録等も市の求めに応じて提出できるように作成・保管しておくこと。保管期間は5年間とする。

《個別加算時間一覧》

No	加算対象事業等	加算上限時間	備考
1	立視協 会長	16 時間	1 か月当たり 16 時間までとする。
2	立視協 副会長	16 時間	上記 1 に同じ
3	立視協 会計	16 時間	上記 1 に同じ
4	立視協 書記	16 時間	上記 1 に同じ
5	その他団体の長等	16 時間	障害者(児)の福祉・権利擁護等を活動目的とする団体で、会の運営にあたり立川市から補助金を交付されている団体に限る。
6	身体障害者相談員	20 時間	立川市・東京都から委託を受け、ピアサウンセラーとして障害者等から相談を受けるのに必要な時間
7	学校等での障害者理解教育の実施	4 時間	1 回ごとに 4 時間までとする。回数は支給決定時に未確定であるため、支給決定時間には含めずに、個別に地区ケースワーカーに事前に連絡をすると共に、実績記録票にその旨を記載する。
8	障害者施策推進委員会・自立支援協議会・障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会	4 時間	1 回ごとに 4 時間までとする。回数は支給決定時に未確定であるため、支給決定時間には含めずに、実績記録票にその旨を記載する。
9	障害者スポーツ大会	8 時間(全日) 4 時間(半日)	市が主催する行事であり、1 回につき 4 時間までの規定ではあるが、午前午後を通じた開催となるため全日参加の場合と半日参加の場合で加算時間を決定。年に一度のイベントであるため、支給決定時間には含めずに、実績記録票にその旨を記載する。対象者は移動支援を利用して参加する全員
10	障害者週間	8 時間(全日) 4 時間(半日)	市が主催する行事であり、1 回につき 4 時間までの規定ではあるが、午前午後を通じた開催となるため全日参加の場合と半日参加の場合で加算時間を決定。年に一度のイベントであるため、支給決定時間には含めずに、実績記録票にその旨を記載する。対象者は移動支援を利用して、実行委員会若しくは事務局の立場で参加する者

第4章 行動援護

(1) サービス内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

(2) 対象者

障害支援区分が区分3以上であつて、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）である者

(3) 支給基準量

（時間/月）

対象者	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
一般	38	51	68	88	48
日中活動利用者	29	38	48	58	48
GH利用者	16	18	23	32	—

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

(5) 留意事項

- ・社会生活上必要不可欠な外出、社会参加、余暇活動のための外出が対象。通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出（通所・通学）及び社会通念上適当でない外出は対象外。外出時の行動援護従業者に対する実費相当分（交通費や入場料など）は利用者負担となる。
- ・行動援護は、1日1回のみ算定とする。ただし、やむをえない事情により複数回に分けて提供しなければならない場合は、通算し算定して差し支えない。
- ・行動援護を利用する場合は、移動支援を支給できない。
- ・以下のいずれかに該当する場合には、同時に2人の行動援護従業者から支援を受けることが限定的にできる場合がある。この場合はサービ

ス等利用計画案・居宅介護個別支援計画に、必要な部分を明らかにし、その旨を記載すること。

- ①障害者等の身体的理由により、1人の従業者による介護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為、突発的行動等が認められる場合
- ③その他障害者等の状況等から判断して、①・②に準ずると認められる場合

・所要時間30分未満の場合で算定する場合の所要時間は20分以上とする。なお、本市では、1時間の報酬については50分以上の支援で請求可とする。

第5章 療養介護

(1) サービス内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

(2) 対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者
- ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者
※重症心身障害者（身体障害者手帳1・2級の肢体不自由（両上下肢の機能障害）かつ愛の手帳1・2度判定）
- ③遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者

(3) 支給基準量

当該月の日数

(4) 支給決定期間

3年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

第6章 生活介護

(1) サービス内容

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者等であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

(2) 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- ①障害支援区分が区分3（施設入所は区分4）以上に該当する者
- ②年齢が50歳以上の場合は障害支援区分が区分2（施設入所は区分3）以上の者
- ③施設入所者で障害支援区分4（50歳以上は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成を経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者

※③の者のうち、以下の者については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き生活介護の利用を認める。

- ・障害者総合支援法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・障害者総合支援法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- ・平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

※施設入所支援と併せて生活介護を利用する場合は、「第9章施設入所支援」を確認すること。

(3) 支給基準量

当該月の日数から8日を控除した日数

(4) 支給決定期間

3年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

(5) 留意事項

- ・原則として複数の日中活動系サービスの支給決定は認めない。
- ・原則として同一サービスを複数の事業所で利用することはできない。
- ・送迎の範囲については、事業所と居宅以外に、例えば事業所の最寄駅や利用者の居宅の近隣に設定した集合場所等までの送迎も算定の対象となったが、あくまで事業所と居宅間の送迎が原則のため、それ以外の場所への送迎については、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。
- ・65歳以上又は第2号被保険者（特定疾病該当者）の利用者は、原則として介護保険のデイサービスに移行していくものとする。ただし、以下の場合には個々の状況に応じて検討する。
 - ①リハビリを目的とした創作的活動を行っており、介護保険制度では賄えないサービスがある場合。入浴だけの場合など、介護保険制度で賄える場合には、当該サービスの支給は認められない。
 - ②介護保険制度に移行する前から継続で利用している方に限る。介護保険制度移行後の新規利用は認められない。
 - ③保護施設（救護施設、更生施設等）入所者については、原則として、障害福祉サービス利用は認められない。
- ・支給基準量を超える支給決定については、個別支援計画の提出とともに、本人の利用希望、本人の心身の状態、本人の負担にならないか、介護者の不在又は高齢など、様々な個別的事情を勘案して決定する。

第7章 短期入所

(1) サービス内容

居宅においてその介護者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設などの施設への短期間の入所を必要とする障害者等に対し、当該施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

〔福祉型短期入所〕

- ①障害支援区分が区分1以上である障害者
- ②障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

＜障害児に必要とされる支援の度合＞

(区分3)

食事、排せつ、入浴及び移動のうち、3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする状態、又は行動障害及び精神症状において、ほぼ毎日(週5日以上)支援や配慮が必要な状態

(区分2)

食事、排せつ、入浴及び移動のうち、3つ以上の日常生活動作について全介助若しくは一部介助を必要とする状態、又は行動障害及び精神症状において、週に1回以上の支援や配慮が必要な状態

(区分1)

区分3及び区分2に該当しない状態であり、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動のうち1つ以上の日常生活動作について全介助又は一部介助を必要とする状態

〔医療型短期入所〕

- ①以下のいずれかに該当する者
 - ・障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸器管理を行っている者
 - ・障害支援区分5に該当し、進行性萎縮症に罹患している者若しくは障害支援区分5以上に該当する重症心身障害者(身体障害者手帳1・2級の肢体不自由(両上下肢の機能障害)かつ愛の手帳1・2度判定)

- ②重症心身障害者（身体障害者手帳1・2級の肢体不自由（両上下肢の機能障害）かつ愛の手帳1・2度判定若しくは同程度）
- ③遷延性意識障害児・者
- ④障害支援区分1以上又は障害児区分1以上に該当し、かつ、以下のいずれかに該当する者
 - ・厚生労働大臣が定める基準に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者又はこれに準ずる者
 - ・医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者

（3）支給基準量

月7日

（4）支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

（5）留意事項

- ・施設入所者又はグループホームに入所（入居）する者は、入所（入居）中は原則として短期入所を利用することはできない。
- ・介護者の一時的な入院等のやむを得ない事情により支給量を増やす場合には、できるだけ速やかに相談支援事業所が市に連絡を行うこと。
- ・医療型短期入所の支給決定を受けている場合は、その受給者証で福祉型短期入所と医療型短期入所の両方を利用することができる。福祉型短期入所の支給決定を受けている方は、福祉型短期入所のみ利用することができ、医療型短期入所を利用することはできない。
- ・短期入所は「居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合」にのみ送迎加算が算定できる。

第8章 重度障害者等包括支援

(1) サービス内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある障害者・障害児のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者、並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供する。

(2) 対象者

<Ⅰ類型>

- (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- (2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェック）されていること。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (3) 認定調査項目「1群. 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定されていること。
- (4) 認定調査項目「10群. 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定されていること。
- (5) 認定調査項目「6群. 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定されていること。

<Ⅱ類型>

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認されていること。
- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェック）されていること。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (4) 認定調査項目「1群. 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定されていること。

- (5) 認定調査項目「6群. 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定されていること。

<Ⅲ類型>

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者
(2) 認定調査項目「6群. 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定されていること。
(3) 認定調査項目の「行動援護項目得点」が「10点以上」と認定されていること。

(3) 支給基準量

(単位)

対象者	区分1～6
一般	94,770
介護保険対象者	66,540

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

(5) 留意事項

- ・報酬単位について、短期入所・共同生活援助（グループホーム）は1日単位での報酬になり、その他のサービスについては4時間単位での報酬となる。
- ・重度障害者等包括支援は、障害福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障害福祉サービスとの併給はできない。

第9章 施設入所支援

(1) サービス内容

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活支援を行う。

(2) 対象者

- ①生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）以上である者
 - ②自立訓練又は就労移行支援（以下この②において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他のやむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者
 - ③生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者
 - ④就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者
- ※③又は④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認める。
- ・ 障害者総合支援法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
 - ・ 障害者総合支援法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
 - ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

(3) 支給基準量

当該月の日数

(4) 支給決定期間

3年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

(5) 留意事項

- ・施設入所支援を受ける障害者については、併せて日中活動系サービスの支給決定を受けることとなるが、当該日中活動系サービス以外の障害福祉サービスについては、原則として利用することができない。
- ・施設入所者は、入所中、原則として短期入所を利用することができない。

第10章 自立訓練（機能訓練）

（1）サービス内容

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等の相談及び助言その他の必要な支援を行う。

（2）対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。

- ①入所施設や病院を退所又は退院した身体障害者で、地域生活への移行を図る上で、身体的なりハビリテーションの継続や身体機能の維持回復などの支援が必要な者
- ②特別支援学校卒業者であって、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等。

（3）支給基準量

当該月の日数から8日を控除した日数

（4）支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

※サービスの長期化を回避するため、標準利用期間（1年6か月又は3年）が設定されている。

標準利用期間：1年6か月

3年（頸椎損傷による四肢麻痺その他これに類する状態にある場合）

※標準利用期間が終了した場合は、原則、サービスの利用は終了する。ただし、標準利用期間を超えてさらにサービス利用が必要な場合については、個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能となる。

（5）留意事項

- ・原則として複数の日中活動系サービスの支給決定は認めない。
- ・原則として同一サービスを複数の事業所で利用することはできない。
- ・暫定支給決定の対象サービス。（原則2か月）

- ・ 欠席時対応加算について、加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合で、当該障害者の状況を確認し、利用を促すなどの相談援助を行い、当該相談援助の内容を記録すること。面会や自宅への訪問等を要しない。ただし、1か月につき4回を限度とする。
- ・ 保護施設（救護施設、更生施設等）入所者については、原則として、障害福祉サービス利用は認められない。
- ・ 標準利用期間については、以下の〈訓練等給付における標準利用期間の考え方について〉を参照すること。

〈訓練等給付における標準利用期間の考え方について〉

標準利用期間の基本的な考え方

厚生労働省が示している「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」では、サービスの長期化を回避するために標準利用期間が設定されている自立訓練等の訓練等給付については、当初の支給決定期間は1年間までとされている。この1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能であるとされている。

さらに、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、自立生活援助を除き、原則として1回、最大1年間の更新が可能であるとされている。

標準利用期間にかかる本市の取り扱いについて

本市では、厚生労働省が示している基本的な考え方に基づき、同一サービスの再申請及び再支給決定については、これまでのサービス利用期間を含む標準利用期間の範囲内で決定することを基本としている。

ただし、本人の利用希望があり、家族の意見の聞き取り、これまでのサービス利用状況及び申請者本人の訓練結果、今後の改善効果が具体的に記載された個別支援計画の提出等を確認し、審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて再支給決定を行うものとする。

第11章 自立訓練（生活訓練）

（1）サービス内容

知的障害者又は精神障害者に障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

（2）対象者

- ① 入所施設や病院を退所又は退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、能力の維持・向上などの支援が必要な者。
- ② 特別支援学校卒業者又は継続した通院により症状が安定している者などで、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。

（3）支給基準量

当該月の日数から8日を控除した日数

（4）支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

※サービスの長期化を回避するため、標準利用期間（2年又は3年）が設定されている。

標準利用期間：2年

3年（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者の場合）

※標準利用期間が終了した場合は、原則、サービスの利用は終了する。ただし、標準利用期間を超えてさらにサービス利用が必要な場合については、個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能となる。

（5）留意事項

- ・原則として複数の日中活動系サービスの支給決定は認めない。
- ・原則として同一サービスを複数の事業所で利用することはできない。
- ・本市では、原則2か月の暫定支給決定対象サービスとする。
- ・欠席時対応加算について、加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合で、

当該障害者の状況を確認し、利用を促すなどの相談援助を行い、当該相談援助の内容を記録すること。面会や自宅への訪問等を要しない。ただし、1か月につき4回を限度とする。

- ・保護施設（救護施設、更生施設等）入所者については、原則として、の障害福祉サービス利用は認められない。
- ・標準利用期間については、P29＜訓練等給付における標準利用期間の考え方について＞を参照すること。
- ・自立訓練（生活訓練）を利用する障害者は、就労定着支援との併給はできない。

第12章 宿泊型自立訓練

(1) サービス内容

障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活などに関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

(2) 対象者

自立訓練（生活訓練）の対象利用者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。

(3) 支給基準量

当該月の日数

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

※サービスの長期化を回避するため、標準利用期間（2年又は3年）が設定されている。

標準利用期間：2年

3年（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者の場合）

※標準利用期間が終了した場合は、原則、サービスの利用は終了する。

ただし、標準利用期間を超えてさらにサービス利用が必要な場合については、個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能となる。

(5) 留意事項

- ・ 宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費と当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。
- ・ 標準利用期間については、P29<訓練等給付における標準利用期間の考え方について>を参照すること。

第13章 就労移行支援

(1) サービス内容

障害者で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる65歳未満の者で、生産活動、職場体験その他の活動の機会、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、職場の開拓、就職後における職場への定着に必要な支援を行う。

(2) 対象者

- ①就労を希望し、単独で就労することが困難な者に就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の者。
- ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望する者。

(3) 支給基準量

当該月の日数から8日を控除した日数

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

※標準利用期間は2年間とする。

ただし、上記②の対象者については3年間又は5年間とする。

(5) 留意事項

- ・原則として複数の日中活動系サービスの支給決定は認めない。
- ・原則として同一サービスを複数の事業所で利用することはできない。
- ・本市では、養成施設利用者を除き、原則2か月の暫定支給決定対象サービスとする。
- ・欠席時対応加算について、加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合で、当該障害者の状況を確認し、利用を促すなどの相談援助を行い、当該相談援助の内容を記録すること。面会や自宅への訪問等を要しない。ただし、1か月につき2回を限度とする。
- ・保護施設（救護施設、更生施設等）入所者については、原則として、の障害福祉サービス利用は認められない。
- ・標準利用期間については、P29<訓練等給付における標準利用期間の考

え方について>を参照すること。

第14章 就労継続支援A型

(1) サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満（利用開始時65歳未満の者）の者。

- ①就労移行支援を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった者。
- ②特別支援学校を卒業し就職活動をしたが、企業等の雇用に結びつかなかった者。
- ③企業等を離職した者等で就労経験があり、現に雇用関係がない者。

(3) 支給基準量

当該月の日数から8日を控除した日数

(4) 支給決定期間

3年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

(5) 留意事項

- ・原則として複数の日中活動系サービスの支給決定は認めない。
- ・原則として同一サービスを複数の事業所で利用することはできない。
- ・本市では、原則2か月の暫定支給決定対象サービスとする。
- ・欠席時対応加算について、加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合で、当該障害者の状況を確認し、利用を促すなどの相談援助を行い、当該相談援助の内容を記録すること。面会や自宅への訪問等を要しない。ただし、1か月につき4回を限度とする。
- ・訪問支援特別加算は、概ね3か月以上継続的に利用していた利用者が、最後の利用日から、開所日数で5日間以上利用がなかった場合に、利用者宅に訪問して利用に係る相談支援等を行い記録した場合に算定できる。ただし、1か月につき2回を限度とする。
- ・保護施設（救護施設、更生施設等）入所者については、原則として、障

害福祉サービス利用は認められない。

- ・支給基準量を超える支給決定については、個別支援計画の提出とともに、本人の利用希望、本人の心身の状態、本人の負担にならないか、介護者の不在又は高齢など、様々な個別的事情を勘案して決定する。

第15章 就労継続支援B型

(1) サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

就労移行支援等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような事が挙げられる。

- ①就労経験がある者で年齢や体力の面で一般企業に雇用される事が困難となった者。
- ②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者。
- ③上記①及び②のいずれにも該当しない者で就労移行支援事業等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われていて本事業の利用を希望する者。
- ④障害者支援施設に入所する者で指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成し市が利用の組み合わせを認めた者。

(3) 支給基準量

当該月の日数から8日を控除した日数

(4) 支給決定期間

3年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

(5) 留意事項

- ・原則として複数の日中活動系サービスの支給決定は認めない。
- ・原則として同一サービスを複数の事業所で利用することはできない。
- ・欠席時対応加算について、加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合で、

当該障害者の状況を確認し、利用を促すなどの相談援助を行い、当該相談援助の内容を記録すること。面会や自宅への訪問等を要しない。ただし、1か月につき4回を限度とする。

- ・訪問支援特別加算は、概ね3か月以上継続的に利用していた利用者が、最後の利用日から、開所日数で5日間以上利用がなかった場合に、利用者宅に訪問して利用に係る相談支援等を行い記録した場合に算定できる。ただし、1か月につき2回を限度とする。
- ・本市では、65歳以上の新規利用は認めていない。
- ・保護施設（救護施設、更生施設等）入所者については、原則として、障害福祉サービス利用は認められない。
- ・支給基準量を超える支給決定については、個別支援計画の提出とともに、本人の利用希望、本人の心身の状態、本人の負担にならないか、介護者の不在又は高齢など、様々な個別的事情を勘案して決定する。
- ・対象者の③に該当する者は、就労移行支援事業所による3日間のアセスメントの結果を受けて支給を決定する。

第16章 就労定着支援

(1) サービス内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

(2) 対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した障害者も含む。）

(3) 支給基準量

当該月の日数

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

※最大利用期間は3年（就労後6か月～42か月未満）とする。

(5) 留意事項

- ・ 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した障害者であることを確認する。
- ・ 本サービスは、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、雇用した企業等、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものである。こうした支援は、自立生活援助の支援内容を包含しているため、自立生活援助との併給はできない。
- ・ 就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6か月以上就労が継続している障害者であり、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないため、自立訓練（生活訓練）との併給はできない。

第17章 自立生活援助

(1) サービス内容

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

(2) 対象者

障害者支援施設若しくは共同生活援助（グループホーム）を行う住居等を利用して障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記（1）の支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ①障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者

※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。

- ②共同生活援助（グループホーム）を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③精神科病院に入院していた精神障害者
- ④救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
- ⑥更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- ⑦現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

(3) 支給基準量

当該月の日数

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

※サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されている。標準利用期間が終了した場合は、原則、サービスの利用は終了する。ただし、標準利用期間を超えてさらにサービス利用が必要な場合については、審査会を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能で、更新回数についての制限はない。

標準利用期間：1年

※施設等から地域生活に移行した者である場合には、当該施設等を退所等した日から1年を経過した日の属する月までを有効期間とし、その後、支給開始から1年の期間の範囲で再度有効期間を定めるものとする。なお、それ以外の対象者については、対象者の状況に応じて適切に有効期間を設定することとする。

(5) 留意事項

- ・ 定期的な居宅訪問を月2回以上行うことを算定要件とする。
- ・ 本サービスは、障害者が自立した地域生活を営む上で各般の問題に対し、居宅への訪問や随時の相談対応等により当該障害者の状況を把握し、必要な情報提供や助言、連絡調整等の支援を行うものである。こうした支援は、地域定着支援の支援内容を包含しているため、地域定着支援との併給はできない。
- ・ 標準利用期間については、P29<訓練等給付における標準利用期間の考え方について>を参照すること。

第18章 共同生活援助（グループホーム）

（1）サービス内容

障害のある方が自立した生活や地域社会へ移行していくために必要な訓練を行うためのサービスである。障害者が自立した日常生活及び社会生活ができるよう共同生活を行う住居において相談や日常生活の援助を行う。また、必要な場合には、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

<介護サービス包括型>

グループホーム事業者が基本サービス（日常生活の援助）だけでなく、利用者の個々に応じた介護サービスも含め支援を行う（利用者の状況に応じて介護スタッフ（生活支援員）を配置する。）

<外部サービス利用型>

グループホーム事業者が基本サービス（日常生活の援助）は行うが、介護スタッフ（生活支援員）の配置は不要。グループホームが外部の居宅介護事業者と委託契約を締結し、連携すること等による介護サービスの提供を行う。委託可能なサービスは身体介護のみ。

<サテライト型>

入居定員は1名。グループホーム利用者の中でも、単身生活を望む人が入居する。入居してから原則として3年間の間に一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業所等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行う。

<日中サービス支援型>

常時の支援体制を確保し、昼夜を通じて共同生活援助（グループホーム）のサービスが提供されるものであるが、当該利用者であっても、本人の意向等を勘案した上で日中活動に係る障害福祉サービスを併せて支給決定することが可能。

（2）対象者

障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

(3) 支給基準量

当該月の日数

(4) 支給決定期間

3年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

※体験的な利用を行う場合は、1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間とし、1回あたり連続30日、年50日以内とする。

※東京都が独自に定めた類型である通過型グループホームの場合は、2年の範囲内で、月を単位として市が認める期間とし、必要に応じて1年の延長を可能とする。

※サテライト型住居の場合は、標準利用期間を最大3年間とし、更新が必要な場合は審査を経て審議する。

(5) 留意事項

・外部サービス利用型を除くグループホームに入居する者(体験的な利用を行う者を含む。)は、原則として、入居中は居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない。

※ただし、慢性の疾病等で医師の指示により、定期的に通院を必要とする場合に限り、1か月に2回まで、居宅介護の通院等介助・通院等乗降介助を利用することができる。

・施設入所者又はグループホームに入所(入居)する者は、入所(入居)中は原則として短期入所を利用することはできない。

・グループホームに入居する者は、生活寮、福祉ホーム、又はそれに準ずるものを利用することができない。

第19章 地域移行支援

(1) サービス内容

障害者支援施設等に入所している障害者、又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

- ①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者

※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象とする。

- ②精神科病院に入院している精神障害者

※申請者等が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる、直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象となるが、直近の入院期間が1年未満の者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象とする。

※地域移行支援の対象となる精神科病院には、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号、以下「医療観察法」という。）第2条第4項の指定入院医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

- ③救護施設又は更生施設に入所している障害者

- ④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者

※保護観察所、地域生活支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、矯正施設から退所するまでの間に、障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど

の指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。

- ⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、職業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

(3) 支給基準量

当該月の日数

(4) 支給決定期間

6か月の範囲内で、月を単位として市が認める期間。

本市においては1年を標準利用期間とする。

※この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、審査を経て、6か月の範囲内で支給の更新を行うことができる。

(5) 留意事項

- ・ 以下の場合には報酬算定できない。
 - ①地域移行支援計画の作成がない場合
 - ②利用者への対面による支援を1か月に2日以上行わない場合
- ・ 標準利用期間については、P29<訓練等給付における標準利用期間の考え方について>を参照すること。

第20章 地域定着支援

(1) サービス内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

(2) 対象者

- ①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ②居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

※共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外とする。

※上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

(3) 支給基準量

当該月の日数

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

※対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で支給決定期間の更新を可能とする。また、更なる更新についても、必要性が認められる場合については、審査を経て更新可能とする。

(5) 留意事項

- ・地域定着支援を利用する障害者は、自立生活援助との併給はできない。

第21章 児童発達支援

(1) サービス内容

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

(2) 対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児。具体的には次のような例が考えられる。

- ①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
 - ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童
- ※支給決定にあたっては、医療機関、児童支援機関からの意見書等により必要性を確認するものとする。

(3) 支給基準量

当該月の利用予定日数（月23日まで）

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

(5) 留意事項

- ・月23日を超える支給決定については、障害児支援計画を提出させるとともに、本人の心身の状態、本人の負担、介護者の状況など、様々な個別的事情を勘案して行う。
 - ※医療型児童発達支援と併用する場合においても、合計して月23日までとする。
- ・重症心身障害児の決定について
 - ※重症心身障害児とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複した状態にある児童をいう。決定に当たっては、身体障害者手帳の所持は必須（3歳未満を除く）であるが、愛の手帳の取得については任意としているため、IQ等の確認は医師意見書でも可能としている。
 - なお、身体障害者手帳のない3歳未満の乳幼児については、医師意見書で座位不可や歩行困難を確認するものとする。

第 2 2 章 医療型児童発達支援

(1) サービス内容

児童発達支援及び治療を行う。

(2) 対象者

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

※支給決定にあたっては、身体障害者手帳、医療機関からの意見書等により必要性を確認するものとする。

(3) 支給基準量

当該月の利用予定日数（月 23 日まで）

(4) 支給決定期間

1 年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

(5) 留意事項

- ・月 23 日を超える支給決定については、障害児支援計画を提出させるとともに、本人の心身の状態、本人の負担、介護者の状況など、様々な個別的事情を勘案して行う。

※児童発達支援と併用する場合においても、合計して月 23 日までとする。

第23章 放課後等デイサービス

(1) サービス内容

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

(2) 対象者

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

※障害者手帳を所持している児童又は診断名が確認できる児童を対象とする。

(3) 支給基準量

当該月の利用予定日数（月23日まで）

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

(5) 留意事項

- ・月23日を超える支給決定については、障害児支援計画を提出させるとともに、本人の心身の状態、本人の負担、介護者の状況など、様々な個別的事情を勘案して行う。
- ・重症心身障害児の決定について
 - ※重症心身障害児とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複した状態にある児童をいう。決定に当たっては、身体障害者手帳の所持は必須（3歳未満を除く）であるが、愛の手帳の取得については任意としているため、IQ等の確認は医師意見書でも可能とする。
 - なお、身体障害者手帳のない3歳未満の乳幼児については、医師意見書で座位不可や歩行困難を確認するものとする。

第24章 居宅訪問型児童発達支援

(1) サービス内容

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

(2) 対象者

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児（満18歳に達するまで）

※重度の障害の状態（身体障害者手帳1・2級相当、愛の手帳1・2度相当、精神障害者保健福祉手帳1級相当）その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態とは、次に掲げる状態であり、支給申請時には、診断書等の客観的な評価での確認を必要とする。

- ①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合
- ②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

(3) 支給基準量

月10日

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間

(5) 留意事項

- ・障害児通所支援の集団活動に移行していくために、一時的に支給量を増やすことは可能とする。
- ・居宅訪問型児童発達支援については、対象者が児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが困難な障害児であるため、児童発達支援等の通所と組み合わせた支給決定を行うことは原則として想定していない。ただし、通所するための移行期間として、組み合わせて利用することは差し支えないものとする。

第25章 保育所等訪問支援

(1) サービス内容

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

(2) 対象者

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児であつて、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児。

※厚生労働省令で定める施設とは、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、その他児童が集団生活を営む施設として、市が認めた施設をいう。

(3) 支給基準量

月2日

(4) 支給決定期間

1年の範囲内で、月を単位として市が認める期間。

※本市では、6か月～1年を標準利用期間とする。

(5) 留意事項

- ・支給決定期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き保育所等訪問支援を提供することにより効果が見込まれる場合には、事業所より個別支援計画を求め、1年の範囲内で審査を経て更新することができるものとする。
- ・支給基準量を超える支給決定については、事業所より個別支援計画を求めるとともに、保育所その他の児童が集団生活を営む施設の受け入れ体制や例示した状況等を勘案して行うものとする。

《例》

- ・初回の利用で、障害児と訪問先との関係構築に時間を要する場合
- ・環境の変化などにより、集団生活において障害児の状態が安定するまで継続して支援が必要と認められた場合
- ・障害児の状態が不安定で、集団生活において不適応が生じているなど、緊急性が高く濃密に支援が必要な場合

第26章 その他

○策定に当たり参考とした資料は以下のとおりです。

<出典等>

- ・令和4年4月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡
「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」
- ・令和4年4月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡
「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」

<通知等>

- ・平成9年7月25日厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課身体障害者福祉係長 事務連絡
「ホームヘルプサービス事業実務問答集の送付について」
- ・平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長 通知
「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」
- ・平成17年7月26日医政発第0726005号 厚生労働省医政局長 通知
「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」
- ・平成18年9月29日国土交通省自動車交通局旅客課、厚生労働省老健局振興課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡
「介護輸送に係る法的取扱いについて」
- ・平成18年9月29日厚生労働省告示第546号
「厚生労働大臣が定める要件」
- ・平成19年2月16日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡
「ケアホームにおける重度障害者への支援等について」
- ・平成19年3月28日障企発第0328002号、障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長 通知
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」
- ・平成19年3月29日社援保発第0329004号厚生労働省社会・援護局保護課長 通知
「介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付との適用関係等について」
- ・平成20年4月25日障障発第0425001号厚生労働省・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 通知
「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」
- ・平成21年7月10日厚生労働省・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡
「障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について」
- ・平成24年3月29日医政発0329第14号、老発0329第7号、社援発0329第19号 厚生労働省医政局長、老健局長、社会・援護局長 通知
「介護職員等の実施する喀痰吸引等の取扱いについて」

- ・平成 28 年 3 月 10 日障発 0310 第 1 号 通知
「居宅介護（家事援助）の適切な実施について」
- ・平成 30 年 3 月 30 日「障害福祉サービス等報酬に関する Q&A VOL. 1」
- ・平成 30 年 3 月 30 日老振発 0330 第 2 号 厚生労働省老健局振興課長通知
「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正について」
- ・平成 30 年 11 月 28 日 30 福保生保第 1029 号 東京都福祉保健局生活福祉部保護課長通知
「保護施設通所事業対象者の障害福祉サービス利用について」
- ・平成 31 年 4 月 4 日「障害福祉サービス等報酬に関する Q&A」
- ・令和 2 年度東京都集団指導資料「居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護事業の運営について」
- ・令和 3 年 7 月 12 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡
「障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について」
- ・令和 4 年 4 月 20 日東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 事務連絡
「入院中の重度訪問介護の利用について」

○改正履歴

令和 5年 3月 作成

令和 5年 8月 1日 改正